

中札内村中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な業況悪化を支援するため、資金繰り（運転資金）の融資制度の拡充を行う。

なお、今回の措置は臨時的措置であることから、条例本則の改正ではなく附則において改正事項を規定する。

2. 改正の内容

【条例の改正により拡充を行う事項】

①借り入れ限度額を現行の 1,000 万円から 1,500 万円に拡充

（条例第 7 条第 2 号の改正）

※借入限度額のアップに合わせ、帯広信用金庫中札内支店への預託金を増額
現行 7,000 万円から 8,000 万円へ増額（預託金の 3 倍を融資枠と設定）

②融資の期間を現行の 7 年から 10 年に延長

（条例第 7 条第 3 号の改正）

※北海道の「一般経営資金」及び「経済環境変化対応資金」の融資期間を準用

③ 3 年以内の元金の返済据置の設定を可能とする。

（条例第 7 条第 3 号の改正）

※現行は据置期間の規定無し

【施行規則の改正により拡充を行う事項】

①全額利子補給の実施（実質無利子化）

（施行規則第 3 条第 1 項第 1 号の改正）

※現行、「年利 1 パーセントを超える部分の 2. 3%以内」の規定を「当該年度内に支払った利子の総額」に改正

3. 改正措置の適用期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに融資があった者